

## 否認された新手の 組織再編利用節税策

**パ** チンコ業界での、組織再編税制を逆手に取った、損失を膨らませる節税策に対し、東京国税局がこれを、限界を超えた租税回避行為として否認した、というマスコミ報道がありました。

**記** 事によると、「バブル崩壊で含み損のある株を子会社に現物出資する手口」とあり、「会社新設や合併を繰り返し」とあります。それを再現してみましょう。

**例** えば、甲社所有の株式Aは、簿価1000万円、含み損900万円、時価100万円だったとして、その株を出資して、適格組織再編の一種の適格現物出資として、子会社Bを設立すると、甲社仕訳は、  
◇B株式1000/A株式1000

となります。さらにB株式でC社設立、さらにC株式でD社設立、さらにD株式でE社設立……したとすると、それぞれ甲社の仕訳は、  
◇C株式1000/B株式1000  
◇D株式1000/C株式1000  
◇E株式1000/D株式1000  
と無限に続けられます。

**甲** →E→D→C→B→Aと親・子・孫・曾孫…の関係になりそうです。

それぞれの株式1000万円の価額には含み損900万円があります。

その後、各株式につき、価額が回復不能として900万円の評価損を計上すると、各会社に900万円の欠損金が発生します。

そして、甲社がBからEの

各会社を吸収合併すると、甲社の欠損金の総額は、AからEまでの5つの株式の評価損の合計4500万円となります。

**含** み損会社のコピーは甲社の行為としてのみならず、B社がC社に、C社がD社にと、現物出資による新会社を設立し、孫会社、曾孫会社と作って、甲→A→B→C→D→Eとしても同じです。

**そ** して、含み損のある株式は、含み損のある土地であってもよいし、寄附や配当の組み合わせで工夫すれば含み損株式は人為的にも作れそうだし、現物出資は会社分割で代替することもできます。

**ま** た、欠損金の発生は、評価損だけでなく、株式の売却による売却損によっても実現します。それらの欠損金を、グループ内の黒字会社に合併により取り込むと、無限に租税回避が可能なグループ法人になります。

7日はもう立秋です。  
「川風も秋となりけり釣の糸 荷風」  
一息入れられるこんな時には、じっくり自社の現状を見直し、反省点、改善策の検討などをしてはいかがでしょうか。  
7日立秋、23日処暑。



職業はなんでもいい、  
ただ  
第一人者たる心がけよ。  
(アメリカの実業家 カーネギー)

### 8月の税務メモ

#### (国税)

- 7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

10日

31日

〃

〃

〃

#### (地方税)

- 7月分個人住民税特別徴収分の納付
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の第1期分納付
- 個人住民税の普通徴収第2期分納付
- 個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。